

第27期東京都自然環境保全審議会第3回鳥獣部会

日 時 令和8年7月7日(火曜日) 午後2時00分～
形 式 WEB会議

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

審議事項

- 諮問第503号 村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
- 諮問第505号 第14次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について
- 諮問第506号 第二種特定鳥獣管理計画（第1期東京都第二種ツキノワグマ管理計画）の策定について

3 閉 会

【配付資料】

(1) 諮問第503号

- 資料1-1 村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
- 資料1-2 東京都指定村山山口鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】(素案)

- 参考資料1 鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について
- 参考資料2 第2回鳥獣部会後の変更点について
- 参考資料3 東京都指定村山山口鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】(素案)
修正見え消し版
- 参考資料4 村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定の意見聴取について
- 参考資料5 令和7年度鳥獣保護区生息状況調査委託報告書(抜粋)

(2) 諮問第505号

資料2 第14次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について

参考資料6 第13次東京都鳥獣保護管理事業計画

参考資料7 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(案)

(3) 諮問第506号

資料3-1 東京都ツキノワグマ第二種管理計画の検討

資料3-2 第二種特定管理計画の策定に関する論点整理

参考資料8 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)
令和8年度版

第27期東京都自然環境保全審議会 鳥獣部会委員名簿

| 氏 名 | 役 職 名 等 |
|---------|---|
| 石 井 信 夫 | 東京女子大学名誉教授 |
| 入 交 眞 巳 | (公社)東京都獣医師会理事 東京農工大学ワンウェルフェア高等研究所特任准教授 |
| 田 尻 浩 伸 | (公財)日本野鳥の会自然保護室室長 |
| 山 崎 晃 司 | 茨城県自然博物館館長 |
| 山 崎 靖 代 | 東京都森林組合副組合長 |
| 相 原 宏 次 | (一社)東京都農業会議参与・農業振興対策本部長 |
| 八 尾 明 | (公社)東京都猟友会会長 |

村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

鳥獣保護とその生息地の保護に特に必要な村山山口鳥獣保護区特別保護地区の指定が10月末に期限

概要

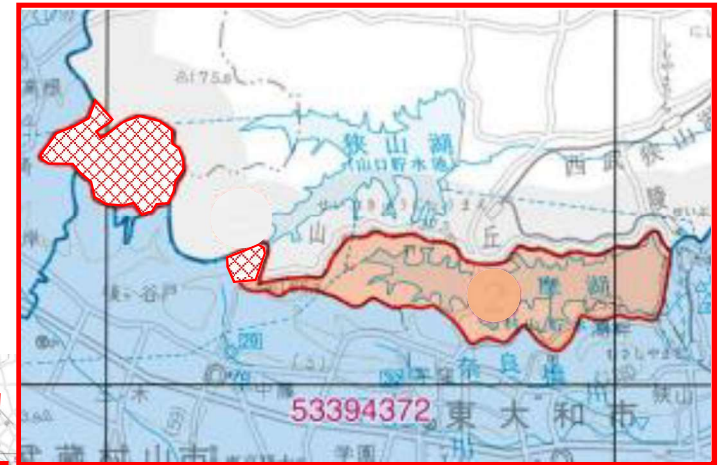
- 指定場所 東京都西多摩郡瑞穂町、武蔵村山市
- 面積 136ヘクタール
- 更新期間 R8年11月1日～R28年10月31日(20年間)
- 根拠法令 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項
- 指定目的 (地区の特色)
 - ・ 村山山口貯水池に隣接するアカマツ、ヒノキ等の針葉樹林とコナラ、エゴノキなどの広葉樹林で構成される貯水池林
 - ・ オオタカやハイタカをはじめ多くの野鳥の生息地として特に重要
- 指定による制限
 - 区域内は狩猟・開発行為禁止

○保護に関する方針



- ・ 鳥獣の生息に必要な自然環境を保全
- ・ 生息及び繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る
- ・ 指定10年後に、モニタリング調査を実施



樹林地の景観



一凡例一

-  鳥獣保護区
-  鳥獣保護区特別保護地区



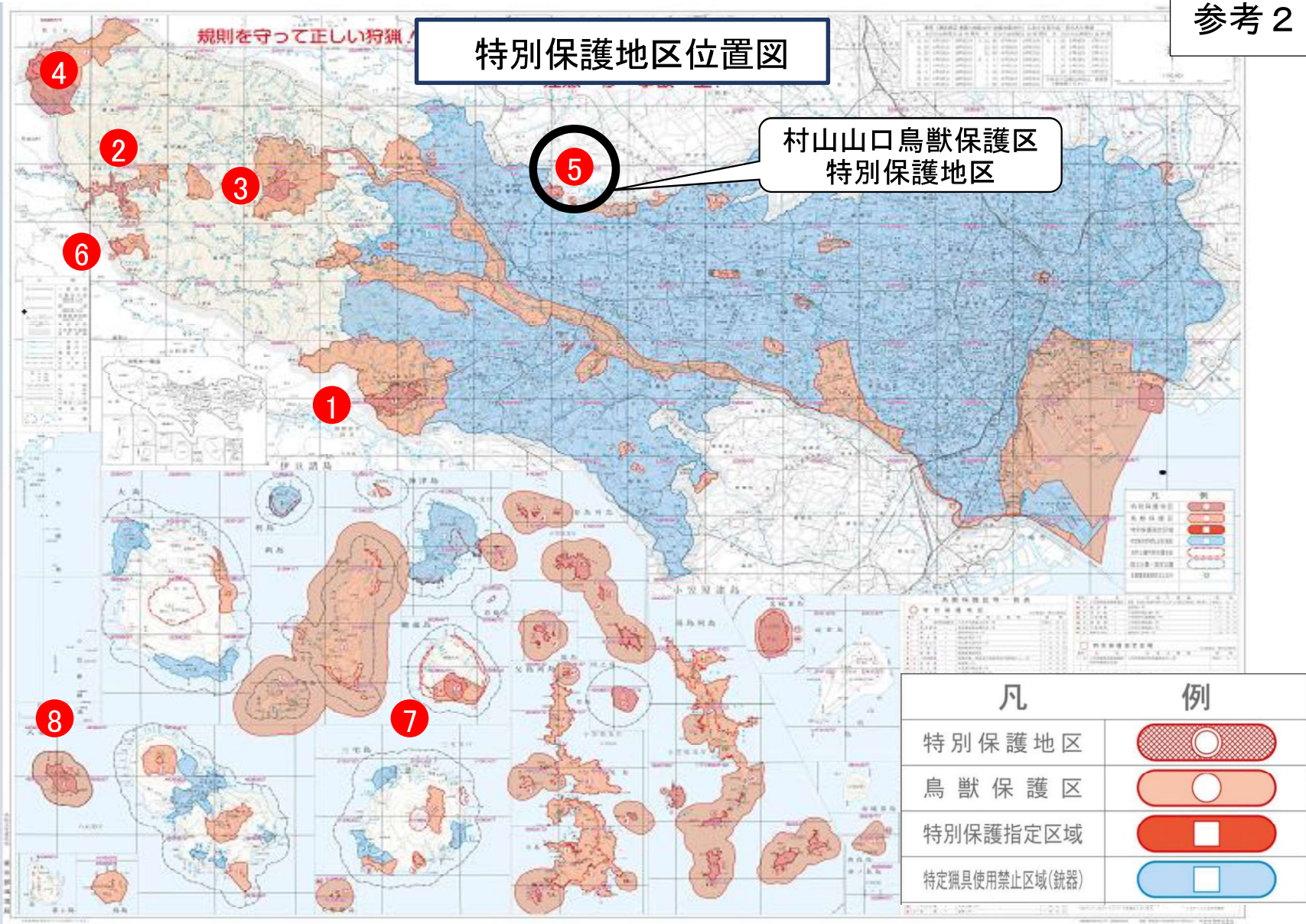
オオタカ

鳥獣保護区及び特別保護地区について

| 区域 | 目的 | 制限 | 審議会 | 指定 | 箇所数 |
|--------|-------------|-----------|--------------------------|-----|-----|
| 鳥獣保護区 | 鳥獣保護 | 狩猟禁止 | 新規指定・区域拡張する際は、審議会付議 | 都 | 39 |
| | | | | 国 ※ | 8 |
| 特別保護地区 | 鳥獣保護・生息地の保護 | 狩猟・開発行為禁止 | 新規指定・区域拡張・期間延長する際は、審議会付議 | 都 | 8 |
| | | | | 国 ※ | 6 |

※国際的・全国的な鳥獣保護のため鳥獣保護管理法に基づき国が指定
 ・小笠原諸島（世界自然遺産）、葛西沖三枚洲（ラムサール条約湿地）等

| 番号 | 特別保護地区 |
|----|--------|
| ① | 高尾 |
| ② | 奥多摩湖 |
| ③ | 御岳 |
| ④ | 奥多摩 |
| ⑤ | 村山山口 |
| ⑥ | 三頭山 |
| ⑦ | 御蔵島 |
| ⑧ | 八丈小島 |



村山山口鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ

指定計画書（素案）作成

地区概要や鳥獣生息状況をまとめ、指定計画書（素案）作成

鳥獣部会（1回目：2/2）

指定計画書（素案）の検討

意見照会

関係地方公共団体等※へ意見照会
※市、町、観光協会、猟友会、野鳥の会、水道局、農協

公告・縦覧（6/12～6/25）

公告・縦覧（期間：14日間）

鳥獣部会（2回目：7/7）

意見照会等を踏まえ、指定計画書（素案）検討

本審議会

鳥獣部会での結果を報告

環境省へ届出

公示しようとする30日前までに、環境省へ届出書提出

指定公示

東京都広報に掲載、公示

東京都指定村山山口鳥獣保護区
特別保護地区計画書
【指定】

(素案)

令和8年 月

東京都

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

村山山口鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

東京都西多摩郡瑞穂町及び武蔵村山市所在、東京都水道局山口貯水池用地一円の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和8年11月1日から令和28年10月31日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、西多摩郡瑞穂町及び武蔵村山市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、東京都水道局の山口貯水池に隣接する貯水池林である。一帯は、アカマツ、ヒノキ、スギ等の針葉樹林とコナラ、ネコシデ、エゴノキ等の広葉樹林で構成されており、多種多様な野鳥及び獣が生息している。この中には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）において、国内希少野生動植物種として指定されているハヤブサも確認されている。

当該地域は、昭和44年に特別保護地区として指定されており、引き続き良好な鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する方針

(1) 当該地区は、都立狭山自然公園に指定されているとともに、一帯の自然度の高い樹林地は、貯水池林として東京都水道局により良好に管理されている。しかしながら、外周には狭山丘陵ハイキングコースや都立野山北・六道山公園が整備されており、野外活動が活発な区域であるため、特別保護地区内の鳥獣の安定的な生息に影響を及ぼすことのないよう、より静寂な環境の保持に務める。さらに、工作物設置、木竹の伐採等の開発行為を指導監督し、鳥獣の保護及び繁殖地の保全に著しい支障が生じることのないように努める。

(2) 指定の10年後に、鳥獣の生息環境の変化等を把握するため調査を実施する。

3 特別保護地区の区域に含まれる土地の地目別面積及び水面の面積

別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

特別保護地区は、瑞穂町の東部および武蔵村山市の北部に位置し、瑞穂町の北端は埼玉県入間市に、武蔵村山市の北端は所沢市に接している。当該地域は、埼玉県指定の狭山湖特別保護地区と隣接し一体となって727haの特別保護地区を形成している。また、当該地域は都立自然公園に指定され、さらに貯水池林になっている。

イ 地形、地質等

当該地域は、砂層、泥岩層、砂礫層などからなる上総層群とよばれる新生代第三紀末から第四紀洪積世に形成された地層が分布し、表面は、火山灰からなる関東ローム層と段丘礫層からなっている。

ウ 植生の概要

森林植物帯は、アカマツ、ヒノキ、スギ等の針葉樹林とコナラ、ネコシダ、エゴノキ等の広葉樹林の植生に恵まれている。また、隣接地内には、水面も多く鳥獣の生息に非常に適しており、その種類も極めて多く、生息環境としての植生の保全が必要である。

エ 動物相の概要

当該地域に生息または利用する野鳥の種類は猛禽類も含め豊富で、特定外来生物及び生態系被害防止外来種をのぞいた鳥類39科100種、獣類8科11種が確認されている。確認種の多くはヒヨドリやヒタキ類、カラ類といった樹林性の種であり、サギ類やカモ類等の水辺性の種は一時的な利用をしているものが多い。

(2) 生息する鳥獣類

別表2、3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は、東京都水道局管理の貯水池林となっており、農林地がないことから

鳥獣による農林水産物への被害は生じていない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該地域において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札、案内板を設置していく。

別表1 特別保護地区の面積内訳

◆ 形態別面積内

| | 鳥獣保護区 | | | 特別保護地区 | | | 特別保護指定区域 | | |
|-----|-------|----------|------------|--------|----------|------------|----------|----------|------------|
| | 既存面積 | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 | 既存面積 | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 | 既存面積 | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 |
| 総面積 | ha | ha | ha | 136 ha | 0 ha | 0 ha | ha | ha | ha |
| 林野 | ha | ha | ha | 133 ha | 0 ha | 0 ha | ha | ha | ha |
| 農耕地 | ha | ha | ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | ha | ha | ha |
| 水面 | ha | ha | ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | ha | ha | ha |
| その他 | ha | ha | ha | 3 ha | 0 ha | 0 ha | ha | ha | ha |

◆ 所有別面積内訳

| | 鳥獣保護区 | | | 特別保護地区 | | | 特別保護指定区域 | | |
|-------------|-------|----------|------------|--------|----------|------------|----------|----------|------------|
| | 既存面積 | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 | 既存面積 | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 | 既存面積 | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 |
| 国有地 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 国有林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 林野庁所管 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 制限林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 保安林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 砂防指定地 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — その他 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 普通林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 文部科学省所管 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 国有林以外の国有地 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 環境省所管 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| 地方公共団体所有地 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 136 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 都道府県所有地 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 136 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 制限林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 保安林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 砂防指定地 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — その他 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 普通林地 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — その他 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 市町村有林地等 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 制限林地 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 保安林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 砂防指定地 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — その他 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 普通林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — その他 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| 私有地等 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 制限林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 保安林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 砂防指定地 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — その他 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 普通林 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — その他 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| 公有水面 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| 計 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 136 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |

◆ 他法令による区

| | 鳥獣保護区 | | | 特別保護地区 | | | 特別保護指定区域 | | |
|--------------|-------|----------|------------|--------|----------|------------|----------|----------|------------|
| | 既存面積 | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 | 既存面積 | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 | 既存面積 | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 |
| 自然環境保全法による地域 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 特別地域 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 普通地域 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| 自然公園法による地域 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 128 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 特別保護地区 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 特別地域 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| — 普通地域 | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 128 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |
| 文化財保護法による地域* | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha | 0 ha |

別表2 特別保護地区内に生息する鳥類リスト

| No. ※1 | 目名 | 科名 | 種名または亜種名 | 種の指定等の要件 ※2 | | | | |
|--------|---------|--------|-----------|-------------|----|-----|----|---|
| | | | | I | II | III | IV | V |
| 27 | カモ目 | カモ科 | オカヨシガモ | | | | | |
| 32 | カモ目 | カモ科 | カルガモ | | | | | |
| 33 | カモ目 | カモ科 | マガモ | | | | | |
| 35 | カモ目 | カモ科 | コガモ | | | | | |
| 43 | カモ目 | カモ科 | キンクロハジロ | | | VU | | |
| 55 | カモ目 | カモ科 | ホオジロガモ | | | | VU | |
| 56 | カモ目 | カモ科 | ミコアイサ | | | | CR | |
| 64 | キジ目 | キジ科 | キジ | | | | NT | |
| 65 | キジ目 | キジ科 | ウズラ | | | VU | CR | |
| 69 | アマツバメ目 | アマツバメ科 | アマツバメ | | | VU | ・ | |
| 79 | カッコウ目 | カッコウ科 | ジュウイチ | | | | ・ | |
| 80 | カッコウ目 | カッコウ科 | ホトギス | | | | ○ | |
| 82 | カッコウ目 | カッコウ科 | ツツドリ | | | | ・ | |
| 83 | カッコウ目 | カッコウ科 | カッコウ | | | | VU | |
| 89 | ハト目 | ハト科 | キジバト | | | | | |
| 101 | ツル目 | クイナ科 | オオバン | | | | ○ | |
| 117 | カイツブリ目 | カイツブリ科 | カイツブリ | | | | VU | |
| 119 | カイツブリ目 | カイツブリ科 | カンムリカイツブリ | | | | * | |
| 121 | カイツブリ目 | カイツブリ科 | ハジロカイツブリ | | | | * | |
| 315 | カツオドリ目 | ウ科 | カワウ | | | | | |
| 326 | ペリカン目 | サギ科 | ミゾゴイ | | | NT | CR | |
| 328 | ペリカン目 | サギ科 | ゴイサギ | | | VU | VU | |
| 333 | ペリカン目 | サギ科 | アオサギ | | | | | |
| 335 | ペリカン目 | サギ科 | ダイサギ | | | | ○ | |
| 336 | ペリカン目 | サギ科 | チュウサギ | | | NT | NT | |
| 337 | ペリカン目 | サギ科 | コサギ | | | VU | NT | |
| 343 | タカ目 | ミサゴ科 | ミサゴ | | | | VU | |
| 352 | タカ目 | タカ科 | ツミ | | | | VU | |
| 353 | タカ目 | タカ科 | ハイタカ | | | NT | VU | |
| 354 | タカ目 | タカ科 | オオタカ | | | NT | VU | |
| 359 | タカ目 | タカ科 | トビ | | | | ○ | |
| 363 | タカ目 | タカ科 | サシバ | | | VU | CR | |
| 366 | タカ目 | タカ科 | ノスリ | | | | VU | |
| 367 | フクロウ目 | フクロウ科 | アオバズク | | | | EN | |
| 371 | フクロウ目 | フクロウ科 | オオコノハズク | | | | DD | |
| 377 | フクロウ目 | フクロウ科 | フクロウ | | | | VU | |
| 384 | ブッポウソウ目 | カワセミ科 | カワセミ | | | | NT | |
| 390 | キツツキ目 | キツツキ科 | コゲラ | | | | | |
| 394 | キツツキ目 | キツツキ科 | アカゲラ | | | | ○ | |

| No. ※1 | 目名 | 科名 | 種名または亜種名 | 種の指定等の要件 ※2 | | | | |
|--------|-------|----------|----------|-------------|----|-----|----|---|
| | | | | I | II | III | IV | V |
| 399 | キツツキ目 | キツツキ科 | アオゲラ | | | | ○ | |
| 402 | ハヤブサ目 | ハヤブサ科 | チョウゲンボウ | | | | VU | |
| 407 | ハヤブサ目 | ハヤブサ科 | ハヤブサ | | 内 | NT | VU | |
| 411 | スズメ目 | サンショウクイ科 | サンショウクイ | | | | CR | |
| 419 | スズメ目 | カササギヒタキ科 | サンコウチョウ | | | | VU | |
| 422 | スズメ目 | モズ科 | チゴモズ | | | EN | CR | |
| 424 | スズメ目 | モズ科 | アカモズ | | 内 | CR | CR | |
| 425 | スズメ目 | モズ科 | モズ | | | | VU | |
| 427 | スズメ目 | カラス科 | カケス | | | | | |
| 429 | スズメ目 | カラス科 | オナガ | | | NT | NT | |
| 435 | スズメ目 | カラス科 | ハシボソガラス | | | | | |
| 436 | スズメ目 | カラス科 | ハシブトガラス | | | | | |
| 440 | スズメ目 | シジュウカラ科 | ヒガラ | | | | | |
| 442 | スズメ目 | シジュウカラ科 | ヤマガラ | | | | ○ | |
| 445 | スズメ目 | シジュウカラ科 | コガラ | | | | | |
| 447 | スズメ目 | シジュウカラ科 | シジュウカラ | | | | | |
| 450 | スズメ目 | ヒバリ科 | ヒバリ | | | | VU | |
| 456 | スズメ目 | ヒヨドリ科 | ヒヨドリ | | | | | |
| 461 | スズメ目 | ツバメ科 | ツバメ | | | | | |
| 462 | スズメ目 | ツバメ科 | イワツバメ | | | | NT | |
| 464 | スズメ目 | ウグイス科 | ウグイス | | | | ○ | |
| 466 | スズメ目 | ウグイス科 | ヤブサメ | | | | VU | |
| 467 | スズメ目 | エナガ科 | エナガ | | | | | |
| 481 | スズメ目 | ムシクイ科 | メボソムシクイ | | | | ・ | |
| 484 | スズメ目 | ヨシキリ科 | オオヨシキリ | | | | VU | |
| 497 | スズメ目 | セッカ科 | セッカ | | | | VU | |
| 501 | スズメ目 | メジロ科 | メジロ | | | | | |
| 502 | スズメ目 | キクイタダキ科 | キクイタダキ | | | | ○ | |
| 503 | スズメ目 | ミソサザイ科 | ミソサザイ | | | | NT | |
| 505 | スズメ目 | キバシリ科 | キバシリ | | | | ・ | |
| 507 | スズメ目 | ムクドリ科 | ムクドリ | | | | | |
| 509 | スズメ目 | ムクドリ科 | コムクドリ | | | | | |
| 514 | スズメ目 | ツグミ科 | トラツグミ | | | | VU | |
| 523 | スズメ目 | ツグミ科 | クロツグミ | | | | NT | |
| 525 | スズメ目 | ツグミ科 | マミチャジナイ | | | | | |
| 526 | スズメ目 | ツグミ科 | シロハラ | | | | | |
| 527 | スズメ目 | ツグミ科 | アカハラ | | | | | |
| 531 | スズメ目 | ツグミ科 | ツグミ | | | | | |
| 539 | スズメ目 | ヒタキ科 | オオルリ | | | | NT | |
| 550 | スズメ目 | ヒタキ科 | キビタキ | | | | | |
| 556 | スズメ目 | ヒタキ科 | ルリビタキ | | | | | |

| No. ※1 | 目名 | 科名 | 種名または亜種名 | 種の指定等の要件 ※2 | | | | |
|--------|------|---------|------------|-------------|----|-----|-----|----|
| | | | | I | II | III | IV | V |
| 561 | スズメ目 | ヒタキ科 | ジョウビタキ | | | | | |
| 575 | スズメ目 | スズメ科 | スズメ | | | | | |
| 584 | スズメ目 | セキレイ科 | キセキレイ | | | | | |
| 585 | スズメ目 | セキレイ科 | ハクセキレイ | | | | | |
| 586 | スズメ目 | セキレイ科 | セグロセキレイ | | | | NT | |
| 591 | スズメ目 | セキレイ科 | ビンズイ | | | NT | | |
| 595 | スズメ目 | セキレイ科 | タヒバリ | | | | | |
| 598 | スズメ目 | アトリ科 | シメ | | | | | |
| 600 | スズメ目 | アトリ科 | イカル | | | | NT | |
| 602 | スズメ目 | アトリ科 | ウソ | | | | NT | |
| 606 | スズメ目 | アトリ科 | ベニマンコ | | | | NT | |
| 608 | スズメ目 | アトリ科 | カワラヒワ | | | | | |
| 618 | スズメ目 | ホオジロ科 | ホオジロ | | | | NT | |
| 622 | スズメ目 | ホオジロ科 | ホオアカ | | | | | |
| 625 | スズメ目 | ホオジロ科 | カンラダカ | | | EN | VU | |
| 633 | スズメ目 | ホオジロ科 | アオジ | | | | | |
| 634 | スズメ目 | ホオジロ科 | クロジ | | | | NT | |
| 637 | スズメ目 | ホオジロ科 | オオジュリン | | | | NT | |
| 9 | キジ目 | キジ科 | コジュケイ | | | | | * |
| 11 | ハト目 | ハト科 | カワラバト(ドバト) | | | | | * |
| 25 | スズメ目 | ソウシチョウ科 | ソウシチョウ | | | | | 特定 |
| 26 | スズメ目 | ソウシチョウ科 | ガビチョウ | | | | | 特定 |
| 29 | スズメ目 | ソウシチョウ科 | カオグロガビチョウ | | | | | 特定 |
| 計 | 15目 | 40科 | 103種 | 0種 | 2種 | 16種 | 61種 | 5種 |

※1 「No.」及び目・科・種名は、「日本鳥類目録（改定第8版）」（2024年9月日本鳥学会）による。

※2 種の指定等の要件

I 「文化財保護法」

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

希少：国内希少野生動植物

III 「第5次レッドリスト（鳥類）」（2026年3月環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「東京都レッドリスト（本土部）2020年見直し版」（2023年4月東京都環境局） 北多摩カテゴリー

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、-：データ無し、・：非分布

V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物

*：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に記載はないが、国外由来の外来種

※※現地調査及び文献調査の結果による。現地調査は特別保護地区内で実施。文献調査は、特別保護地区の周辺を含む広域での調査結果による。

別表3 特別保護地区内に生息する獣類リスト

| No. ※1 | 目名 | 科名 | 種名または亜種名 | 種の指定等の要件 ※2 | | | | | |
|--------|----------|---------|----------|-------------|----|-----|----|----|------|
| | | | | I | II | III | IV | V | VI |
| 1 | トガリネズミ形目 | モグラ科 | アズマモグラ | | | | ○ | | |
| 2 | 翼手目 | ヒナコウモリ科 | アブラコウモリ | | | | | | |
| 3 | 齧歯目 | ネズミ科 | カヤネズミ | | | | EN | | |
| 4 | 齧歯目 | ネズミ科 | アカネズミ | | | | ○ | | |
| 5 | 齧歯目 | ネズミ科 | ドブネズミ | | | | | | 外・総合 |
| 6 | 齧歯目 | ネズミ科 | クマネズミ | | | | | | 外・総合 |
| 7 | 齧歯目 | ネズミ科 | ハツカネズミ | | | | | | 外・総合 |
| 8 | 齧歯目 | リス科 | キタリス | | | | | 特定 | |
| 9 | 齧歯目 | リス科 | ムササビ | | | | DD | | |
| 10 | 兎形目 | ウサギ科 | ニホンノウサギ | | | | VU | | |
| 11 | 食肉目 | イヌ科 | アカギツネ | | | | EN | | |
| 12 | 食肉目 | イヌ科 | タヌキ | | | | | | |
| 13 | 食肉目 | アライグマ科 | アライグマ | | | | | 特定 | |
| 14 | 食肉目 | イタチ科 | ニホンイタチ | | | | NT | | |
| 15 | 食肉目 | イタチ科 | アナグマ | | | | NT | | |
| 16 | 食肉目 | ジャコウネコ科 | ハクビシン | | | | | | 外・総合 |
| 17 | 偶蹄目 | イノシシ科 | イノシシ | | | | ○ | | |
| 計 | 6目 | 10科 | 17種 | 0種 | 0種 | 0種 | 9種 | 2種 | 4種 |

※1 「No.」は通し番号 「種名」は「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」（日本哺乳類学会）による。

※2 種の指定等の要件

I 「文化財保護法」

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

希少：国内希少野生動植物

III 「レッドリスト 2020（哺乳類）」（2020年3月環境省）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「東京都レッドリスト（本土部）2020 年見直し版」（2023年4月東京都環境局） 北多摩カテゴリー

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、*：留意種、○：ランク外、-：データ無し、・：非分布

V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定：特定外来生物

VI 「生態系被害防止外来種リスト」（2015年3月環境省）

国外由来の定着予防外来種：外・定着、国外由来の総合対策外来種：外・総合、
国内由来の総合対策外来種：内・総合

※※現地調査及び文献調査の結果による。現地調査は特別保護地区内で実施。文献調査は、特別保護地区の周辺を含む広域での調査結果による。

- 1 計画策定のための検討事項
- 2 課題と対応方針
 - 2-1 鳥獣保護区、特別保護地区の更新
 - 2-2 特定猟具使用禁止区域の更新
 - 2-3 特定計画
 - 2-4 危険鳥獣
 - 2-5 新たな技術の研究開発・普及
 - 2-6 担い手育成

1 計画策定に向けた検討事項

(1) はじめに

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として、野生鳥獣を適切に保護及び管理することにより、**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、国の定める**「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」**（令和8年環境省告示予定（以下「国の基本指針」という。））に基づき、**東京（以下「都」という。）の地域事情**を勘案して、**「第14次鳥獣保護管理事業計画」**を定める方針である。

(2) 計画の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

(3) 対象地域

都内全域（島しょ地域含む）

(4) 現状

第13次東京都鳥獣保護管理事業計画は、**令和9年3月31日**に計画期間満了
国の基本指針は、令和8年7月現在は素案段階だが、令和8年9月に公表予定

1 計画策定に向けた検討事項

(5) 鳥獣保護管理事業計画の策定スケジュール

| 年度 | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | | | | | | | | | | | 令和9年度以降 |
|----------------------------------|--------------------------------|---|---------|-----------|------------|---------------------|-----------|---------|----|------|----|----|---|---------|----|-----------------------------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4~ |
| 東京都鳥獣保護管理事業計画 | 第13次事業計画 令和4年4月1日～令和9年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | 第14次事業計画 令和9年4月1日～令和14年3月31日まで |
| 環境省 基本指針 | | | | | | パブコメ | | | 告示 | | | | | | | |
| 中央環境審議会 自然環境部会 | | | ① 諮問 | | | | | ② 答申 | | | | | | | | |
| 鳥獣保護管理 小委員会 | | | | ① 方針検討 | ② パブコメ案 | | ③ 答申案 | | | | | | | | | |
| 東京都 14次事業計画 (クマ管理計画の検討を含む) | | | | | | 6月25日 諮問 (書面) | | | | パブコメ | | | | | 告示 | |
| 自然環境保全審議会 | | | | | | | | | ① | | | | | ② 答申 | | |
| 鳥獣部会 | | | | | | | ① 7月7日 | ② | | | | | ③ | | | |
| シカ管理計画検討会 | | | | | | | ① | | | ② | | ③ | | | | |
| シカ専門部会 | | | | | | ① | | | ② | | ③ | | | | | |

2 課題と対応方針

○ 第13次事業計画と第14次事業計画（案）との比較

| 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項※ | | 第13次事業計画 | | 第14次事業計画(案) | |
|----------------------|---------------------------------|--|------|---|--|
| 第一 | 鳥獣保護管理事業計画の計画期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 | P.1 | 令和9年4月1日から令和14年3月31日 | |
| 第二 | 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 | ○鳥獣保護区・特別保護地区の指定 | P.1 | ○鳥獣保護区・特別保護地区の指定 ・現時点で新規追加候補なし ・計画期間内に存属期間満了を迎える8地区の更新を検討 | |
| 第三 | 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 | (略) | P.12 | (略) | |
| 第四 | 鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等に関する事項 | ○鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 ・ツキノワグマは特に保護を図る必要がある対象狩猟鳥獣と認め狩猟禁止 | P.14 | ○鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 ・個体数の増加及び生息域のが拡大しているツキノワグマの狩猟解禁について検討 | |
| 第五 | 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 | ○特定猟具使用禁止区域 | P.37 | ○特定猟具使用禁止区域 ・計画期間内に存続期間満了を迎える9区域の更新を検討 | |
| 第六 | 特定計画の作成に関する事項 | ○計画の作成及び実行手続 | P.40 | ○計画の作成及び実行手続 ・第二種シカ管理計画改定 ・第二種ツキノワグマ管理計画の策定を検討 | |
| 第七 | 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項 | — (項目なし) | | ○緊急銃猟 | |
| 第八 | 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 | ○新たな技術についての検討・普及 | P.46 | ○新たな技術の研究開発・普及 ・ドローン、AI、大学連携、捕獲個体の効率的な処分方法等の取組を検討 | |
| 第九 | 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 | | P.52 | ○保護及び管理の担い手の育成及び配置 ・ハンター向け講習会開催 | |
| 第十 | その他 | ○大型獣類の市街地出没への対応 | P.58 | | |

※鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針改正案の事項

2 課題と対応方針

○ 主な検討事項

| | 事項 | 内 容 |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 鳥獣保護区、 特別保護地区及び休猟区 | 鳥獣保護区 : 8 か所更新 (全39か所) 特別保護地区 : 1 か所更新 (全8か所) |
| 2 | 捕獲等及び鳥類の卵 の採取等の許可 | ツキノワグマ限定的狩猟解禁 |
| 3 | 特定猟具使用禁止区域、 特定猟具使用制限区域及び猟区 | 特定猟具使用禁止区域 : 9 か所更新 (全16か所) 特定猟具使用制限区域及び猟区 : 指定箇所なく新規も予定無し |
| 4 | 特定計画の作成 | 第二種シカ管理計画の改定 第二種ツキノワグマ管理計画の新規策定 |
| 5 | 危険鳥獣の人の日常生活圏への 侵入の防止 | 緊急銃猟制度、マニュアル改定 |
| 6 | 鳥獣の生息の状況の調査 | 継続的なモニタリング調査 新たな技術の研究開発・普及 (ドローンやAI活用、大学連携) |
| 7 | 鳥獣保護管理事業の実施体制 | 担い手育成 |

2-1 鳥獣保護区・特別保護地区の更新

- 既指定箇所
 - ・ 鳥獣保護区計39か所
 - ・ 特別保護地区計 8 か所
- 第14次事業計画期間に鳥獣保護区 8 か所
(特別保護地区を含む) の存続期間が満了



本計画期間中に指定期間が満了する既指定保護区は、**地域の自然的社会的状況を踏まえ、期間や区域の変更等も含めた検討を行った上で原則として更新**

【鳥獣保護管理法 第28条第8項】

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第1項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

| 指定区分 | 鳥獣保護区 | | 特別保護地区 | |
|----------|-------|--------|--------|-------|
| | 箇所 | ha | 箇所 | ha |
| 森林鳥獣生息地 | 8 | 11,723 | 5 | 2,192 |
| 大規模生息地 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 集団渡来地 | 1 | 11,455 | 0 | 0 |
| 集団繁殖地 | 1 | 10,800 | 0 | 0 |
| 希少鳥獣生息地 | 3 | 2,354 | 2 | 559 |
| 生息地回廊 | 26 | 0 | 0 | 0 |
| 身近な鳥獣生息地 | 0 | 12,303 | 1 | 136 |
| 合計 | 39 | 48,635 | 8 | 2,887 |

既指定の鳥獣保護区及び特別保護地区の指定状況

| No. | 名称 | 指定区分 | 存続期間(20年間) | |
|-----|---------------------|----------|------------|-------------|
| | | | 開始日 | 終了日 |
| 1 | 三頭山鳥獣保護区 ・特別保護地区 | 森林鳥獣生息地 | 令和10年7月1日 | 令和30年6月30日 |
| 2 | 石神井鳥獣保護区 | 身近な鳥獣生息地 | 令和11年10月3日 | 令和31年10月2日 |
| 3 | 新島鳥獣保護区 | 集団繁殖地 | 令和13年8月1日 | 令和33年7月31日 |
| 4 | 世田谷鳥獣保護区 | 身近な鳥獣生息地 | 令和11年7月1日 | 令和31年6月30日 |
| 5 | 小金井鳥獣保護区 | 身近な鳥獣生息地 | 令和10年4月1日 | 令和30年3月31日 |
| 6 | 勝沼城跡鳥獣保護区 | 身近な鳥獣生息地 | 令和11年4月1日 | 令和31年3月31日 |
| 7 | 水元公園鳥獣保護区 | 身近な鳥獣生息地 | 令和11年11月1日 | 令和31年10月31日 |
| 8 | 横沢入鳥獣保護区 | 身近な鳥獣生息地 | 令和12年4月1日 | 令和32年3月31日 |

第14次事業計画期間中に存続期間満了となる鳥獣保護区及び特別保護地区

2-2 特定猟具使用禁止区域の更新

- 既指定区域
 - ・ 特定猟具使用禁止区域計**16区域**
- 第14次事業計画期間に**鳥獣保護区9か所の存続期間が満了**
- いずれも区域の状況に変化はないことから、それぞれの存続期間を**延長**することを検討




| No. | 名称 | 存続期間 | | 備考 |
|-----|--------|------------|-------------|----|
| 1 | 沖ヶ平 | 令和12年10月1日 | 令和22年9月30日 | 三宅 |
| 2 | 若宮 | 令和12年10月1日 | 令和22年9月30日 | 三宅 |
| 3 | 東京都特別区 | 令和13年11月1日 | 令和33年10月31日 | |
| 4 | 北多摩 | 令和13年11月1日 | 令和33年10月31日 | |
| 5 | 西多摩 | 令和13年11月1日 | 令和33年10月31日 | |
| 6 | 伊豆 | 令和13年11月1日 | 令和33年10月31日 | 三宅 |
| 7 | 大島南部 | 令和13年11月1日 | 令和23年10月31日 | 大島 |
| 8 | 元町岡田 | 令和13年11月1日 | 令和23年10月31日 | 大島 |
| 9 | 五日市 | 令和13年11月1日 | 令和33年10月31日 | |

2-3 特定計画

○ 策定状況と今後の方針

| 特定鳥獣 | 現行計画 | 検討事項 |
|--------|---|---|
| ニホンジカ | 第6期東京都第二種シカ管理計画 (令和4年4月1日～令和9年3月31日) | 第7期東京都第二種シカ管理計画を策定 (令和9年4月1日～令和14年3月31日) |
| ツキノワグマ | — | 第1期東京都第二種ツキノワグマ管理計画策定を検討 (別資料) |
| イノシシ | — | モニタリング調査等を実施し生息状況を把握した上で 今後の策定を検討 |
| ニホンザル | — ニホンザル生息状況及び農作物被害状況調査(産業労働局)を令和7年度に実施 | 調査の実施や計画策定について情報収集等を行った上で 検討 |

2-4 危険鳥獣（取組状況）

| 事業項目 | 事業内容 |
|-----------|--|
| 対策支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都猟友会との協定により緊急銃猟ができるハンター等を派遣 ○ 東京都猟友会への委託による助言者や麻醉のできる者の派遣 |
| 訓練・研修等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村向け講習会 ○ 緊急銃猟訓練 ○ 緊急銃猟ハンター向け講習・夜間銃猟講習 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="568 769 1055 1136">  <p data-bbox="663 1142 960 1177">区市町村向け講習会</p> </div> <div data-bbox="1093 769 1579 1136">  <p data-bbox="1234 1142 1435 1177">緊急銃猟訓練</p> </div> <div data-bbox="1637 769 2128 1136">  <p data-bbox="1626 1142 2161 1177">緊急銃猟ハンター向け講習・夜間銃猟講習</p> </div> </div> |
| 備品の確保・貸与 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 捕獲檻・防護盾・ヘルメット・獣害ネット等の備品の貸与 |

2-5 新たな技術の研究開発・普及（取組状況）

○ 指定管理鳥獣捕獲等事業でシカの探索にドローンを活用

ドローンで発見したシカ



ドローンで発見後、情報を射手へ伝達しシカを捕獲



○ 今後の検討

捕獲技術や調査手法、人の生活圏への出没対策に新たな技術を活用

- 〈例〉
- ・ドローンやAI等最新技術
 - ・スタートアップの技術やアイデア
 - ・大学との連携 等

【参考】監視強化とドローンによる自動追尾の例

- ・監視カメラを設置しリアルタイムに把握
- ・AI判別も導入し、クマを感知した場合にドローンで追跡



2-6 担い手育成（取組状況）

○ 東京都猟友会と協力して、狩猟者の担い手を育成

| | 初心者向け講習プログラム | 中級者ハンター向け実地講習 |
|-----|-------------------|------------------------------|
| 対象 | ペーパーハンター | 中級者ハンター |
| 目的 | 狩猟の担い手確保 | 大型獣類（クマ、シカ、イノシシ）を捕獲できる担い手を育成 |
| 日程 | 10日程度 | 3日程度 |
| 人数 | 40名程度 | 20名程度 |
| 猟具 | 銃、わな | 銃 |
| 内容 | 座学、射撃場・フィールド | 射撃場・フィールド |
| その他 | 受講後、相談会やイベントの情報提供 | |

【参考】 狩猟体験の様子



1 計画の背景と現状

(1) 東京都に生息するツキノワグマ

- ・ 関東山地個体群に属している
- ・ 東京都において南多摩地域では絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 西多摩地区では準絶滅危惧 (NT) に指定 (東京都レッドデータブック2023)
- ・ 2007 (平成19) 年度に保護の必要が高い種として狩猟を自粛
- ・ 2008 (平成20) 年度より狩猟による捕獲禁止

ツキノワグマ

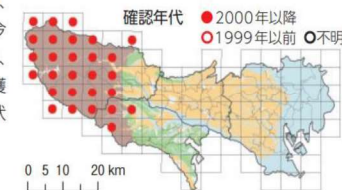
Ursus thibetanus

食肉目
クマ科

■ **種の特性と生息状況**：本州以南に分布するが、九州では地域絶滅、四国では剣山系に20頭程度が残るだけである。近年、本州では分布域を広げている。オス成獣で体重80～100kg程度、メス成獣で40～60kg程度である。胸部に三日月形の白い斑紋があるが、存在しない個体もいる。大木の樹洞、根上がり穴、岩穴などで冬眠する。メスは冬眠中に出産を行う。植物質に偏った雑食性で、秋期に堅果を飽食して体脂肪を蓄える。

■ **生存を脅かす要因**：ツキノワグマの生息環境としての多摩地域の森林の質はこの数十年間安定しているが、シカによる下層植生への強い被食圧が、ツキノワグマの食物資源を減少させている可能性もある。

■ **特記事項**：近年分布域を東に拡大させており、青梅市や八王子市での情報も増えている。今後人との軋轢が増加する懸念もある。一方で、イノシシやシカの管理捕獲用の罠に錯誤捕獲される事例が今後増えることも予想され、状況の観察が必要である。



執筆 山崎晃司 文献一覧 95



2006年

東京都レッドデータブック (本土部) 2023より抜粋

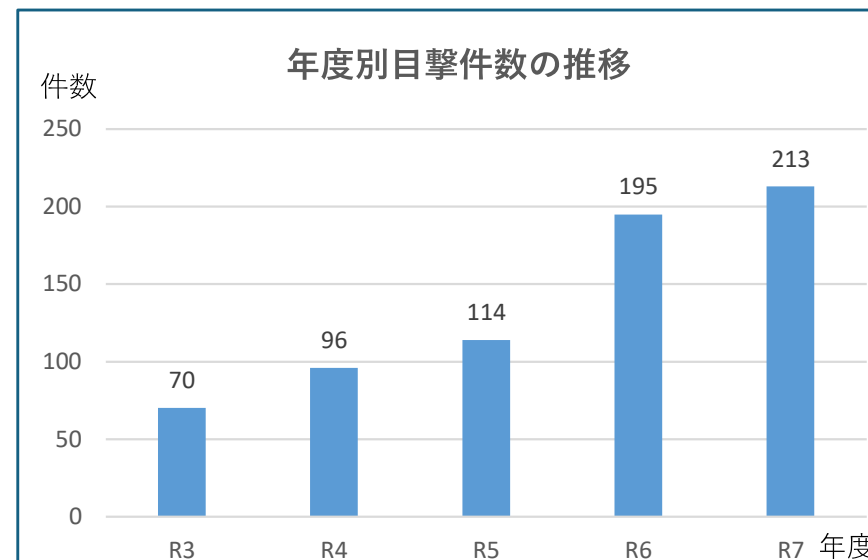
(2) 全国状況

- ・ 近年、四国をのぞき全国的に分布域増加
- ・ 人とツキノワグマの軋轢の増加が顕著
- ・ 2025 (令和7) 年度には東北地方を中心にクマが大量出没し、大きな被害があり、11月に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」を開催し、「クマ被害対策パッケージ」を決定
- ・ これまでの保護や個体群規模の維持を目標とした施策から個体群の縮減を含めた目標へと施策転換
- ・ 2026 (令和8) 年3月に環境省が「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)」を改定 (上記施策転換を反映)

②ツキノワグマの目撃情報件数

・都内のクマの目撃情報については、関係市町村などからの情報を地図情報に整理しWEB「東京くまっぷ」において公開

- ・目撃件数は、2021（令和3）年度から**増加傾向**
- ・2025（令和7）年度と2026（令和8）年度の5月までの状況を比較すると、目撃件数に大きな増加はないものの**分布は東側に広がっている**



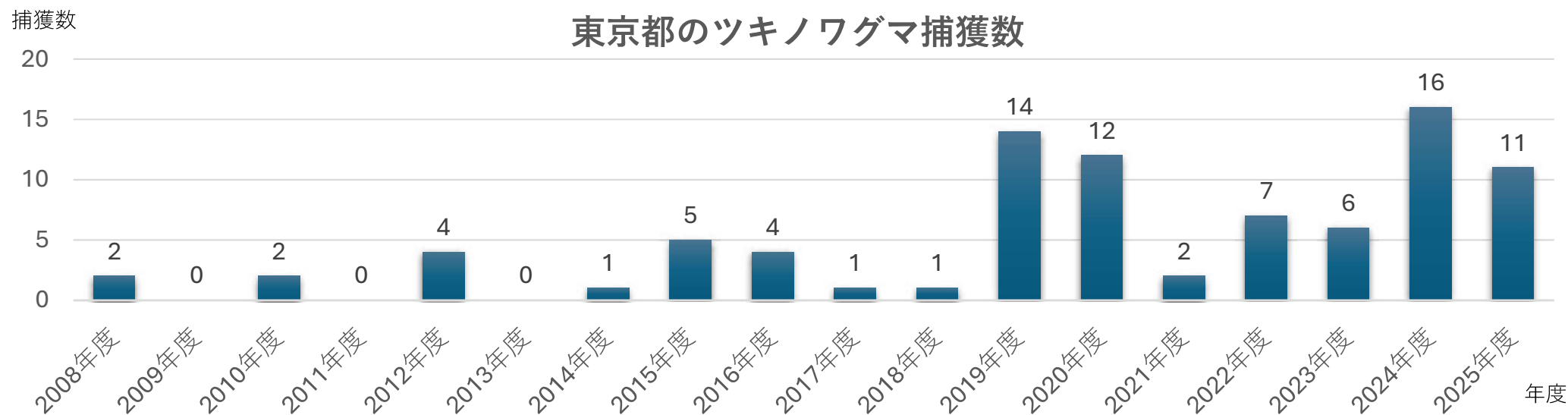
目撃箇所比較 (WEB東京くまっぷデータを加工)

*対象は、1月1日から5月28日までのツキノワグマの捕獲、目撃及び監視カメラの撮影箇所

③捕獲件数と事故

- ・近年の人身被害は年間0から2件
- ・市街地出没での被害はない
- ・捕獲数は2018(平成30)年度までは0から数件で推移
- ・近年の捕獲数は10件前後

| 時期 | 場所 | 状況 |
|--------------|------|------------------------------|
| 2019（R元）年8月 | 奥多摩町 | ・ワサビ田で作業中に被害。重症 |
| 2019（R元）年10月 | 奥多摩町 | ・水道施設清掃中にクマと鉢合わせ。崖から転落して肩を打撲 |
| 2025（R7）年8月 | 奥多摩町 | ・溪流釣り時に子グマに襲われる。軽症（引掻傷） |
| 2026（R8）年5月 | 奥多摩町 | ・登山中、林道でクマに襲われ重傷 |



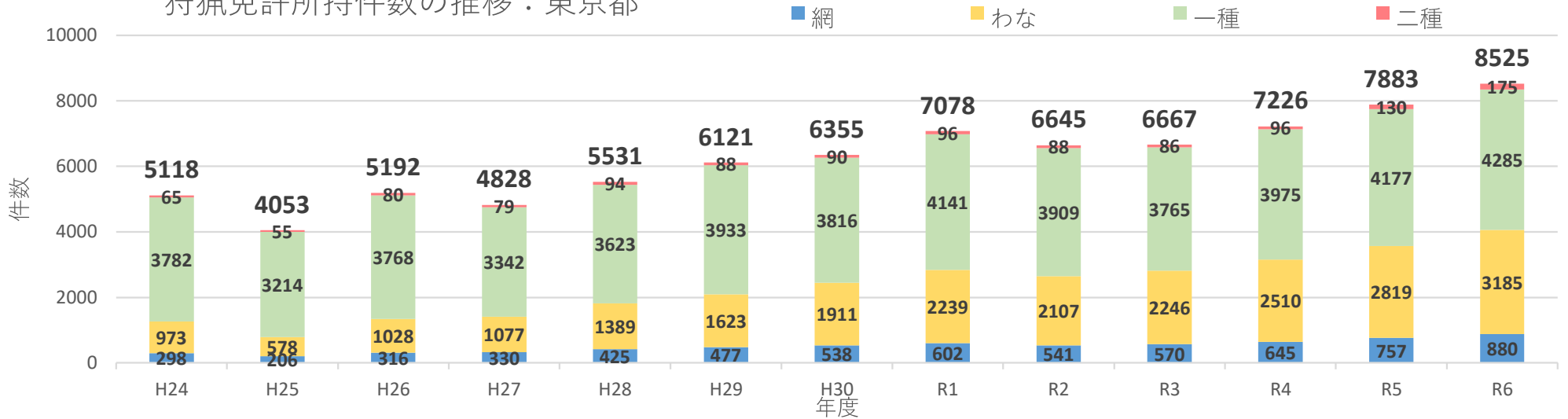
④捕獲の担い手の状況

- 都内の狩猟免許所持件数の推移は増加傾向
- 都内の狩猟者登録数は近年毎年400件前後で推移

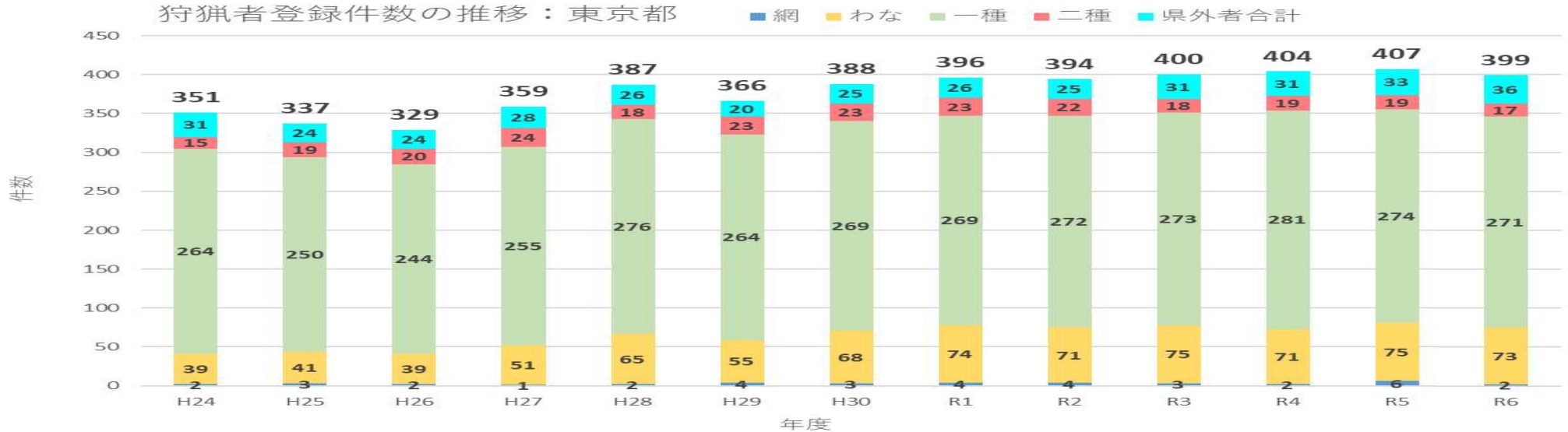
初心者ハンターの確保とともに大型獣の狩猟スキルのあるハンターを育成

- ・将来の人材育成：初心者講習プログラム
- ・直近の捕獲者育成：中級者向け講習会

狩猟免許所持件数の推移：東京都



狩猟者登録件数の推移：東京都



2 東京都の取組

被害防止に向け、**市町村、警察、猟友会とともに**、以下の対策を推進

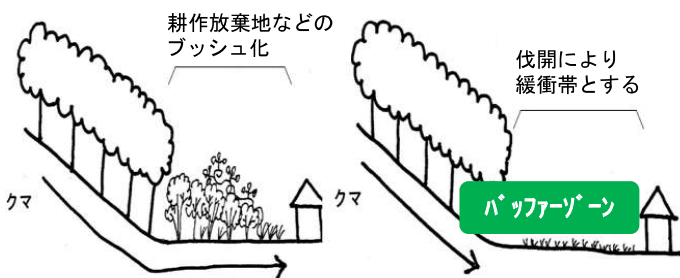
- ✓クマを人の生活圏に近づけないよう、専門家の意見を踏まえた「**防除対策**」と「**普及啓発**」を両輪で推進
- ✓市街地に近い場所に出没した場合を想定し、関係者と連携し、円滑な**捕獲に向けた訓練等を実施**
- ✓野生鳥獣の管理捕獲の人材確保のため、狩猟の担い手を育成

防除対策

■ バッファゾーンの創出

- ・市町村が行う**緩衝帯の創設**※への**財政支援**（3年間、10/10補助）

※草刈り、電気柵、センサーカメラの設置など



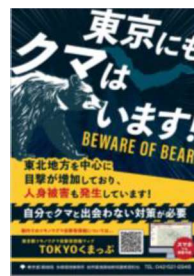
普及啓発等

■ 注意喚起、情報発信の強化

- ・くまっぷによる情報発信

■ 都民への普及啓発等

- ・市町村を通じた**対策グッズ配布**（クマ鈴、撃退スプレー等）
- ・ポスター掲示、チラシ配布、SNSでの注意喚起など
- ・住民向け**出前授業開催**



出没時への備え

■ 市町村への支援

- ・市町村、警察等との連携した**訓練開催**
- ・捕獲のための**ハンターや助言者等派遣**
- ・**捕獲檻**や防護盾などの**貸与**

狩猟の担い手育成

- ・猟友会と連携し、**実践的な講習会**を開催



2026（令和8）年度大型獣類等の獣害対策関連事業

■ツキノワグマ対策関連事業

| 事業項目 | 事業内容 |
|------------|---|
| ●生息実態の把握 | ○行動圏調査 |
| ●連携強化・啓発対策 | ○市町村連絡会議 ○出前授業 ○出沒対応訓練 |
| ●防除対策 | ○市町村の取組を支援（協定による委託） *緊急銃猟やガバメントハンターに関わる取組も委託対象 |
| ●ゾーニング作成支援 | ○説明会やアドバイザー派遣による地域でのゾーニング作成のための支援 |
| ●情報提供 | ○TOKYOくまっぷ利便性向上等のための新システム構築 |

■大型獣類等の市街地出沒対策関連事業

| 事業項目 | 事業内容 |
|------------|--|
| ●対策支援 | ○東京都猟友会との協定により緊急銃猟ができるハンター等を派遣 ○東京都猟友会への委託による助言者や麻酔のできる者の派遣 |
| ●訓練・研修等の実施 | ○区市町村向け講習会 ○緊急銃猟訓練 ○緊急銃猟ハンター向け講習・夜間銃猟講習 |
| ●備品の確保・貸与 | ○捕獲檻・防護盾・ヘルメット・獣害ネット等の備品の貸与 |

■狩猟の担い手育成事業

- 初心者向け講習プログラムの実施 ○中級ハンター向け大型獣捕獲の実地講習会の実施

3 ゾーニングの作成について

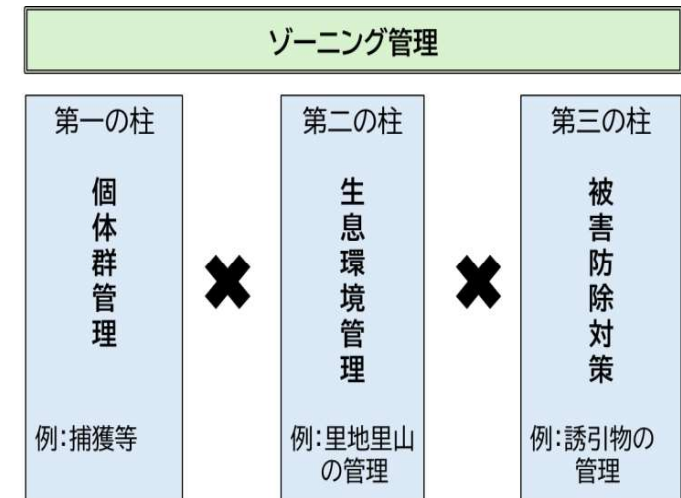
(1) ゾーニングの考え方

- 野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と動物のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、各ゾーンの目的の下で施策等を実施していくゾーニング管理を行う
- クマの保護・管理では、人身被害及び農林水産被害などの軋轢を軽減しつつ、地域個体群を保全していくことを目的とする
- 区分は4エリア ①排除エリア、②管理強化エリア、③緩衝地帯、④コア生息地

クマのゾーニング管理におけるゾーンの区分、目的、定義、区分の考え

| 区分 | 目的 | 定義 | 区分の考え※ |
|---------|-----------------------|---|--------|
| 排除エリア | 人身被害等の発生や経済的損失の防止 | 人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。 排除エリアは、前ガイドラインでは「排除地域」及び「防除地域」を合わせたゾーンであり、補足資料では「人の生活圏」が該当。 | 設定 |
| 管理強化エリア | クマの定着や排除エリアへのクマの侵入の防止 | クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するために、積極的に対策(捕獲等・生息環境管理・被害防除対策)を実施するゾーン。 管理強化エリアは、補足資料では「管理強化ゾーン」が該当。 | 設定 |
| 緩衝地帯 | 人間活動とクマの生息の両立 | コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン(※緩衝地帯の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能)。 | 確保 |
| コア生息地 | クマにとって良好な生息環境を保全 | 地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって良好な生息環境を保全するゾーン(※コア生息地の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能)。 | 確保 |

※線引きするゾーンを「設定」、線引きの有無は必須ではなく概念や該当場所のイメージを関係者で共有するゾーンを「確保」とした。



環境省鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編) 令和8年度版抜粋

(2) 都において作成するゾーニングについて

【2025(令和7)年度】

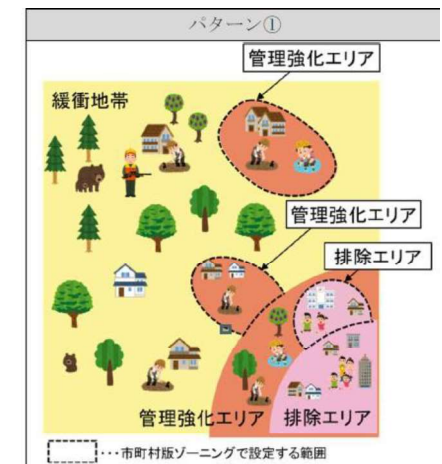
- 現状を分析し、広域ゾーニング案を作成
- ゾーニングガイドライン案を整理
- 市町村向けゾーニング作成マニュアル案を策定



【2026(令和8)年度の進め方】

- 調査成果の精査、関係者確認 ⇒ マニュアルを確定 ⇒ 市町村説明会 ⇒ アドバイザー派遣
(希望のある市町村から地域レベルのゾーニングを策定)

| ゾーン | 留意点 |
|---------|---|
| 排除エリア | <ul style="list-style-type: none"> ・主に市街地、集落等を対象とする ・住宅地の分布だけでなく、人口密度や施設分布（学校、観光地等）を踏まえて設定する ・一時的に人の利用が集中する場所（観光地、霊園等）も考慮する |
| 管理強化エリア | <ul style="list-style-type: none"> ・農地や市街地周辺の山地を対象とする ・実際に対策（電気柵、環境整備等）が実施可能な範囲で設定する ・管理が困難な山地は無理に設定しない |
| 緩衝地帯 | <ul style="list-style-type: none"> ・コア生息地と管理強化エリアの間の調整区域として設定する ・クマの利用と人の活動が重なる区域を対象とする ・コア生息地内に管理強化エリアを設ける場合は、その周囲に設定する（200mバッファを基本とする） |
| コア生息地 | <ul style="list-style-type: none"> ・既往の生息状況に基づき設定されており、基本的に拡大は行わない ・対策の実施が困難な山地や小規模集落を含む ・排除を目的とした区域設定は行わない |



地域レベルのゾーニングの留意点とイメージ

4 第二種特定管理計画の策定について

◎現状をふまえ、対策を強化するには、さらなる計画的な取組が必要

⇒**第二種特定管理計画の策定**

■ 第二種特定管理計画策定のポイント

(1) ツキノワグマの被害防止のため、個体数管理について検討

(検討課題)

- ・ 広域的管理について
- ・ 個体数、出没状況について
- ・ 捕獲圧の強化について
- ・ 捕獲体制について

(2) 狩猟についての検討

(検討課題)

- ・ 狩猟解禁について
- ・ 安全性に関すること
- ・ 狩猟の制限に関すること
- ・ 人材育成に関すること

(1) ツキノワグマの個体群管理に関する検討

①環境省マニュアルによる位置づけ

- ・都県を超えた保護管理ユニットごとに個体数水準を設定
- ・東京都区域は、関東山地ユニット（個体数水準4）に該当
- ・保護管理ユニットの目標個体数設定が必要

②都の状況

- ・個体群管理の計画策定には、継続したモニタリング調査等のデータ蓄積と解析が必要
- ・環境省のマニュアルによる考え方で個体数水準4を維持する場合、増加率14.5%、都推定生息数中央値235頭にて推計すると**増加数34頭**となる

③関東山地各都県の連携

- ・環境省のマニュアルに従い関東山地における計画を策定
- ・関係都道府県にて協議会を設置
- ・環境省は2028(令和10)年度に関東山地の生息状況調査を予定

④河川沿いの対応

- ・市街地出没のルートには、河川に沿っての個体の移動動線が考えられる
- ・防除や捕獲の検討時には、河川沿いの対策が必要不可欠

| | |
|--|--|
| 個体数水準4^{**4} | ■目的:管理 |
| 【総個体数】1,200頭以上 (成獣個体数:800頭以上) | 中長期的に軋轢の発生を軽減できる個体数で管理するため、個体数水準4を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。ただし、軋轢の低減に向けて個体数水準3まで下げる必要がある場合は、個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数 ^{**3} を設定し、管理する。 |
| (個体数水準3は、総個体数600~1200頭程度) | |

| |
|-------------------------|
| 【参考】関東山地各県の生息数推計 |
| 東京都 2 3 5 頭 (2025年度) |
| 群馬県 5 1 0 頭 (2020年度) |
| 長野県 3 3 9 頭 (2020年度) |
| 山梨県 5 4 0 頭 (2025年度) |
| 埼玉県 4 5 2 頭 (2025年度) |
| 計 2 0 6 7 頭 |
| * 推定方法や調査年度に違いがある参考値 |

(2) ツキノワグマの狩猟についての検討

- クマの個体数増および生息範囲拡大により狩猟禁止時と現状は大きく異なっている
- 狩猟は、クマと人との軋轢を減らす効果および捕獲の担い手の継承が寄与することが期待できる

過去の状況(狩猟禁止経緯)

| 年度 | 狩猟 | 参 考 |
|----------|----|---|
| ～ H18 | 可能 | 狩猟捕獲数 H16 : 1頭、H17 : 4頭、H18 : 3頭 |
| H19 | 自粛 | 狩猟捕獲数 H19 : 0頭 |
| H20 ～ | 禁止 | 「生息域が限定されていたり孤立しており、地域レベルで考慮すると絶滅の危機が増大している種」都RDB |

関東山地保護管理ユニットの状況

| 県名 | 狩猟 | 備 考 |
|-----|----|---|
| 群馬県 | 可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者から狩猟報告により捕獲個体を情報収集 ・歯、繁殖器などの検体送付についても協力を依頼 |
| 山梨県 | 可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲数は、狩猟期前の有害捕獲による捕獲数を考慮した上で決定 ・捕獲した場合は、その都度報告を受け、捕獲数情報を公表 |
| 長野県 | 可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲数を常に把握し、捕獲上限数に達することが予測されるとき及び上限数に達したときは、捕獲自粛を要請 |
| 埼玉県 | 自粛 | — |

1 計画策定の目的

- ・近年、全国でツキノワグマ（以下「クマ」という。）の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化
- ・東京都内においても、専門家や市町村へのヒアリング結果などを踏まえると、クマの個体数は増加傾向であると考えられており、都民の安全を確保するために、クマと人の軋轢を解消する対策が必要

都民の安全・安心の確保を最優先とし、クマの生息実態の把握、問題個体への対応、人とクマとの軋轢の予防を目的として、人とクマの共存に向けた「第二種特定鳥獣管理計画」を策定

2 計画期間 令和9年4月1日～令和14年3月31日（※終期は、上位計画の第14次東京都鳥獣保護管理事業計画の終了期間まで）

3 管理区域 東京都八王子市、町田市、青梅市、あきる野市、西多摩郡奥多摩町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村
ただし、クマの市街地出没の経路となりうる河川敷などの区域は上記に限らず管理区域とする
また、計画期間中に新たな地域への出没が確認される場合には、関係自治体等と協議のうえ、必要に応じ管理区域を拡大する

4 管理の目標及び管理の方針

個体群管理の方針・狩猟について別添資料3-2をもとに検討

5 管理の体系

人とクマのすみ分けを図ることを目的に、以下の定義をもとに、地域の現状を踏まえて4つのゾーンに区分

| 施策 | 施策の主な具体例 | ゾーニング | |
|--------|-----------------|---------|-------------------|
| | | ゾーン区分 | 目的 |
| 出没対策 | 巡回・追い払い・緊急銃猟等 | 排除エリア | 人身被害の発生防止等 |
| 防除対策 | 藪の刈り払い・電気柵の設置等 | 管理強化エリア | クマの定着・排除エリアへの侵入防止 |
| | | 緩衝地帯 | 人間活動とクマの生息の両立 |
| 生息環境保全 | 広葉樹林の保全・生息状況調査等 | コア生息地 | クマにとって良好な生息環境を保全 |

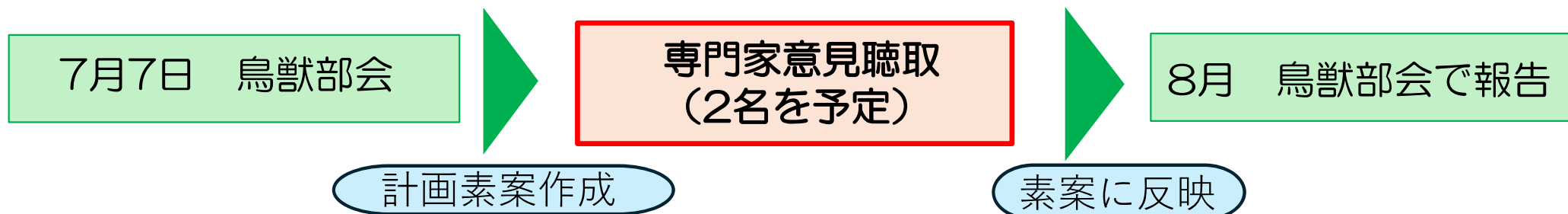
問題個体の捕獲は、必要に応じ各ゾーンで実施

6 推定生息数

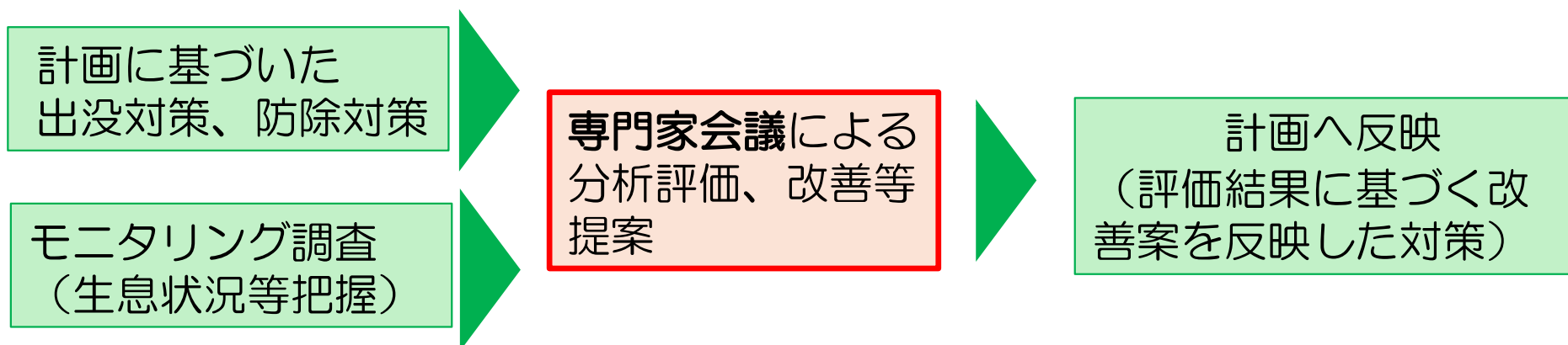
235頭（推定生息密度 0.47頭/km²） ※R7の生息状況調査結果より算定

5 専門家への意見聴取について

(1) 計画策定にあたり、素案について複数のクマの専門家への意見聴取を行う



(2) 計画策定後は、事業の効果を分析・評価する必要があるため、専門家会議を設置



第二種特定管理計画の策定に関する論点整理

1 個体群管理の方針

| 論点 | 現状 | 検討の方向性 |
|----------|--|---|
| 広域的管理 | <ul style="list-style-type: none"> ツキノワグマの成獣は、数十km程度の広範囲を移動する動物であり、本来都県をまたいだ広域での個体群管理が必要 現在、関東山地個体群が属する各都県において、時期や方法が異なる生息実態調査を個別に実施している状況であり、国による統一的調査も未実施 | <ul style="list-style-type: none"> 国とも連携して生息実態調査の方法の統一化を図るとともに、当該個体群に固有な自然増加率等の基本データについても分析を進める必要 最新の技術動向等を踏まえ、有効な対策法についても相互に情報共有し、実装を進める必要 |
| 個体数・出没状況 | <ul style="list-style-type: none"> 詳細な生息実態については、令和7年度に実施したヘアトラップ法による調査で、初めて調査対象地域の全域で、個体数を推定するうえで有意なサンプル数を確保 過去調査と直接的な比較はできないが、個体数は増加傾向と考えられる（推定生息密度0.47頭/km²） 市街地を含む広域にクマの出没範囲が拡大 | <ul style="list-style-type: none"> 東京における適正な個体数について議論するにはさらなる情報が必要であり、管理計画の期間中に専門家に意見を求めながら、定期的な個体数等のモニタリングと捕獲個体の分析等が必要 市街地に出没した個体の特徴などから、出没に至った原因を分析する必要 |
| 捕獲圧の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣捕獲の年間頭数11頭（令和7年度） 有害鳥獣捕獲の場合の方法は、箱わなによる捕獲が中心 平成20年度から狩猟の禁止を継続中 *国は保護から管理へ考え方を移行 | <ul style="list-style-type: none"> 問題個体を確実に捕獲するとともに計画的に捕獲圧を強化し、取組の効果を検証しながら改善を図っていく必要 有害鳥獣捕獲の方法についての工夫・改善 狩猟の限定的解禁を検討（狩猟の項目を参照） |
| 捕獲体制 | <ul style="list-style-type: none"> 市街地出没に備え、都はハンターの確保が困難な自治体向けに、東京都猟友会との協定に基づき、緊急銃猟時などのハンター派遣を実施 都は関係者と連携して、クマを捕獲できる上級ハンターの育成に取り組んでいるところ | <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応におけるハンター確保の仕組が引き続き必要 緊急時対応の体制維持と計画的な捕獲圧の強化を両立する必要 上級ハンターの育成に向けた研修等のさらなる充実 区市町村との連携及び警視庁との連携 |



以上をふまえ、順応的管理に向け、捕獲数の考え方を含む個体群管理の方針についてご議論を頂きたい

2 狩猟に関する事項

| 論点 | 現状 | 検討の方向性 |
|-------------|---|--|
| 狩猟解禁について | <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に狩猟を禁止した時期と比べクマの個体数は増（令和7年度推定235頭）。出没範囲も拡大傾向 * 国は、保護から管理へ考え方を移行 | <ul style="list-style-type: none"> ツキノワグマの狩猟は、「資源利用」や「被害防止」などの目的に加え、クマに人の存在をわからせ忌避させる効果や、将来的な捕獲者の継承についても考慮することが必要 個体数増の現状と国の方針をふまえた検討が必要 |
| 安全性に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 危険を伴うためクマの狩猟には一定の経験が必要 ライフル銃の所持には10年の狩猟経験が必要 兵庫県では以前講習会受講者に狩猟許可を行っていた事例あり | <ul style="list-style-type: none"> 安全性の観点から必要な条件を検討することが必要 |
| 狩猟の制限に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 捕獲上限を定めている 狩猟の狩猟期間は11月15日から2月15日。ただしニホンジカの狩猟は一部の区域で2月末日まで延長している | <ul style="list-style-type: none"> 個体群管理の観点から捕獲数について検討することが必要 狩猟期間の設定が必要 |
| 人材育成に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 狩猟の担い手育成のため、初心者向け講習プログラムを実施中 今後、大型獣のハンター育成のための中級者向け講習会を実施予定 緊急銃猟に関わるハンター向けの講習会や夜間銃猟講習会を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 人材育成の充実が必要 ベテランハンターから経験の少ないハンターへの経験や技術の継承の推進が必要 狩猟技術の継承のほか、許可捕獲や緊急銃猟の性質に応じた担い手の確保が必要 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ハンターから捕獲場所、日時、種、雌雄、個体数などの狩猟情報の収集を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 現状の分析のため狩猟により捕獲したクマの情報収集と分析が必要 狩猟者に加え地権者の意向も参考にすることが必要 |



以上をふまえ、狩猟の解禁や限定条件などについてご議論を頂きたい